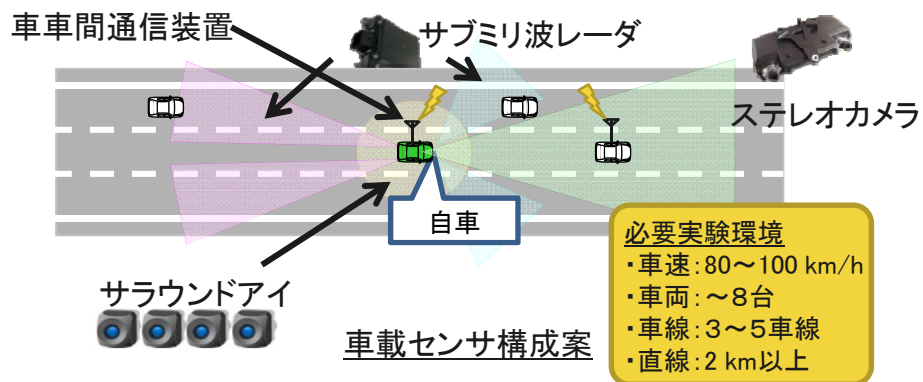


安全運転支援・準自動走行システムプロジェクト

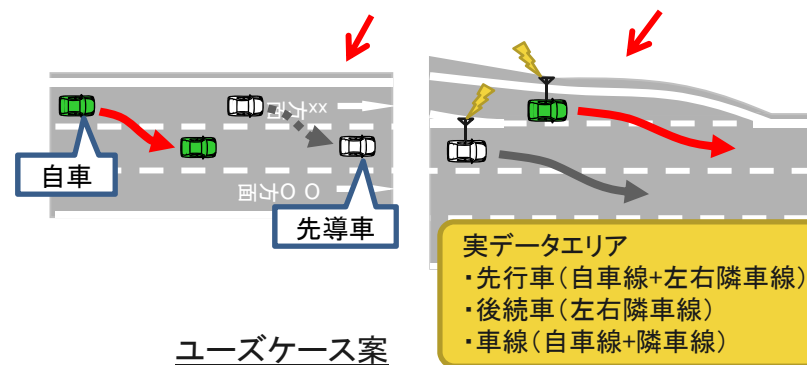
安全(交通事故削減)で、快適(運転負荷の軽減)で、環境(環境負荷軽減)にやさしい交通社会の実現

◆実験車のセンサー構成

1) 前後左右を監視できるセンサー(カメラ、レーダ等)を搭載し、さらに車車間通信装置を搭載し、実験を行う



2) 高速道における前車追従走行+自動合流(車車間通信利用)を実現



◆目的: 安全運転支援システムの技術開発に向けた、実走行時の様々なシーンにおける技術課題の抽出ならびに準自動走行実証実験

◆実験: ①周辺車両の360°センサによる周辺車両/車線検出状況の確認、地図データの取得

②自動運転レベル2相当(車線追従、ドライバトリガ車線変更)実験

| 実験①詳細データの収集分析、高精度地図の作成 | 実験②システムの実道における実証実験 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・周辺車両検出状況確認試験(天候、時間等 複数条件) ・道路地図作成のための計測 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車線追従 ・ドライバトリガ車線変更(低速車追越や自動合流)の実験(天候、時間等 複数条件) |
| | |



茨城県内における高速道路、自動車専用道路、一般道等の公道を含む限定されたエリアを想定し、今後調査検討する。
例)工業団地(中央・宮の郷等)、圏央道(未供用エリア)、常磐道、空港、臨港道、交通安全研修所等

※必要直線距離: 2~4 km(テストコースでは距離不足)



本実証実験は、ドライバ責任前提の自動走行(自動化レベル2相当)をターゲットとしているが、実験においては、エリアを限定した公道走行を可能とする規制緩和が必要である。

- ・電波法 第26条(周波数割当計画)
- ・道路交通法 第70条(安全運転の義務)
- ・道路運送車両の保安基準 第10条(操縦装置) 第56条第4項(基準の緩和)

規制緩和項目

| 根拠法令 | 規制の内容 | 新たな措置の内容 |
|---|--|--|
| <p>【電波法】 (周波数割当計画) 第26条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。</p> | <p>周波数割当計画に基づく周波数でなければ、無線局の免許申請ができない。</p> | <p>欧米で使用している5.9GHzの周波数の特区区域内での認可と使用許諾を緩和する。</p>  <p>【実験①】 欧米の周波数に対応した実験が可能</p> |
| <p>【道路交通法】 (安全運転の義務) 第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。</p> | <p>公道において、車両等を運転する場合は、必ず運転者が装置を確実に操作しなければならない。</p> | <p>公道における車両等の運転に関し、一部の操作を自動化できるようにする。</p>  <p>【実験②】 自動運転レベル2相当(ドライバトリガ車線変更や自動合流)実験が可能</p> |

規制緩和項目

| 根拠法令 | 規制の内容 | 新たな措置の内容 |
|---|--|---|
| <p>【道路運送車両の保安基準(道路運送車両法)】 (操縦装置) 第10条 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 1 始動装置、加速装置、・・・</p> | <p>道路運送車両の保安基準に基づく「審査事務規程」の規定に適合していなければ、検査で不合格となり、公道を走ることができない。</p> | <p>自動走行に必要な改造車の自動車検査証及びナンバープレートの取得手続きを簡素化する。</p>  <p>試験車両の公道走行を可能とし、実証試験の準備にかかる時間を短縮</p> |
| <p>【道路運送車両の保安基準(道路運送車両法)】 第二章 自動車の保安基準 (基準の緩和) 第56条 4 国土交通大臣が構造又は装置について本章に定める基準の改善に資するため必要があると認定した試作自動車又は試験自動車でその運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付したのものについては、当該構造又は装置に係る本章の規定は、適用しない。</p> | <p>公道を走る車に関する保安基準(道路運送車両法第三章)に該当しない車両(一部改造による試作車)が公道走行試験を行う場合、許認可が必要である。</p> <p>※国土交通省では、「試験自動車の認定要領」を平成14年に策定しており、この要領に従い認定の手続きを行っている。大臣認定に要す期間は、標準処理時間で2ヶ月とされている。 (2013.3 (株)三菱総研 平成24年度中小企業支援調査(次世代自動車や先進安全技術車に係る国際競争力強化に向けた精緻な国際比較等調査事業)報告書)</p> | <p>一般車両(実験に参加する公道を走る車両は除く)が走らない場合の改造車の公道走行試験の許認可を緩和する。(国土交通大臣認定簡素化、短縮化)</p>  <p>試作自動車又は試験自動車の公道における実証試験の機会拡充</p> |